○内閣府財務省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　山下　貴司
財務大臣　麻生　太郎

特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令

特別振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二項及び第三項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別紙様式一及び二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○内閣府財務省令第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、預金保険法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

預金保険法施行規則の一部を改正する命令

預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二項及び第三項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令

次に掲げる命令の様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、令第一号）別紙様式第一号、別紙様式第二号、別紙様式第四号及び別紙様式第五号